

秋田県中央地区介護支援専門員協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「秋田県中央地区介護支援専門員協会」（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 秋田県中央地区（男鹿潟上南秋・秋田市・本荘由利）の介護支援専門員（以下「会員」という。）の自主的組織として、介護保険事業を円滑に推進するため、情報の交換と共有化を図ることにより、相互の資質を高め、保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の円滑な運営のために事務局本部と圏域事務局を置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の業務遂行の充実を図るための調査・研究に関すること
- (2) 介護支援専門員の資質向上を図るための研修会等の開催に関すること
- (3) 介護支援専門員の業務遂行のネットワークづくりに関すること
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成し、次のとおり規定する。

- (1) 正会員は、介護支援専門員で、本会の目的趣旨に賛同する者とする。
- (2) 正会員は、本会入会と同時に日本介護支援専門員協会及び秋田県介護支援専門員協会へ加入するものとする。
- (3) 賛助会員は、本会の目的趣旨に賛同し、本会の運営を援助する個人及び団体等とする。

(入 会)

第6条 前条第1項第1号に掲げる者が、入会しようとするときは、所定の入会申込書（様式1）に会費を添えて会長に届け出るものとする。

2 申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに会長に届け出るものとする。

3 賛助会員が、本会に入会しようとするときは、所定の入会申込書に賛助会費を添えて会長に届出をし、役員承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 本会の会費は、会費とその他の収入をもって当てる。

- (1) 正会員の会費は、年額を基本とし、その額は総会で決定する。

- (2) 賛助会費は、年額を基本とし、その額は総会で決定する。
- 2 会費の納入期限は、当該年度末とする。
- 3 納入した会費はいかなる事由においても返還しないものとする。

(退 会)

第8条 正会員、賛助会員は次の場合には退会したものとする。

- (1) 本会会長に退会の申し出があったとき。
- (2) 正当な理由なく、会費未納期間が当該年度を越えた場合
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき。(賛助会員は除く)

(除 名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、役員会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合には、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 幹事 | 6名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 事務局本部 | 1名 |
| (6) 圏域事務局 | 7名 |

※ 圏域事務局のうち各圏域から1名を会計担当とする。

- (7) 秋田県介護支援専門員協会理事 3～5名
 - (8) 秋田県介護支援専門員協会専門部会員 各部会1～3名
- 但し、(1)～(8)との兼任は妨げない。

(任 務)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、役員会において会の企画・運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計及び会計の執行状況を監査する。
- (5) 事務局本部は、本会の常務・会計を処理する。
- (6) 圏域事務局は、事務局本部を補佐し、各圏域の常務・会計を処理する。

(選出の方法)

第12条 会長、副会長、幹事、監事、事務局(事務局本部、圏域事務局)、秋田県介護支援専門員協会理事及び専門部会員は、総会で会員の中から選出する。

(任 期)

第13条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠又は増員により選

任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第14条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は役員議決を経て会長が委嘱する。

第4章 運 営

(機 関)

第15条 この協議会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役員会

(総 会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- (1) 通常総会は毎年1回会長が召集する。
- (2) 役員過半数又は、会員の3分の1以上の要請があった時、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- (4) 総会に出席できない会員は、他の会員に評決を委任することができる。この場合、評決を委任した会員は出席したものとする。
- (5) 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(議決事項)

第17条 次の事項は総会において議決する。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) その他重要な事項

(役員会)

第18条 総会決定事項及び会務の審議遂行のため役員会をおく。

- (1) 役員会は必要に応じて会長が召集する。
 - (2) 役員会は役員過半数で成立する。
 - (3) 出席できない役員は、他の役員に評決を委任することができる。
- この場合、評決を委任した役員は出席したものとする。

第5章 部 会

(部会の設置)

第19条 本会の目的を達成するために、役員会で必要と認められた部会を設置することができる。

第6章 会 計

(会 計)

第20条 本会の会計は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計処理の基準)

第21条

- (1) 本会の会計に関しては、会長の指示により事務局が処理する。
- (2) この団体の会計所在地を会計勤務先住所とする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 補 則

第23条 この会則の施行についての細則は、役員会において定める。

附 則

- この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- この規約は、令和3年4月1日から施行する。